第52号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例(昭和44年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「管理」の次に「並びに同校の職業訓練」を加える。
- 第2条中「昭和44年法律第64号」の次に「。以下「法」という。」を加える。
- 第3条第1項中「昭和44年労働省令第24号」の次に「。以下「省令」という。」を、「規定する普通課程」の次に「の普通職業訓練」を加える。
 - 第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(技術校以外の施設において行うことができる職業訓練)

- 第7条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
 - (2) 省令第9条に規定する短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
 - (3) 教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(技術校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第8条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。